

00	09	03	002	永年保存	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	次長	主査	主査	担当					文書取扱主任			

## 第10回 新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会 会議録

開催年月日	平成21年2月10日(火曜日)	開会：13時30分	閉会：16時41分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山腰、荒木、窪之内、酒井、関藤、本間、山口、大谷、堀。議長、委員外議員～水口	事務局	中嶋事務局長
欠席委員			田湯次長
説明員	別紙のとおり		寿崎主任主事
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い報告済みとした。		
	(1) 総務部所管事項の説明		
	●改革とカイゼン(施設の見直し、資産の整理)		
	①行政パートナー制度の具体案について		
	②市民会館		
	③出資による権利の見直し		
	(2) 保健福祉部所管事項の説明		
	●改革とカイゼン(単独事業の見直し、受益者負担の見直し)		
	①重度ケアステーション		
	②中央老人福祉センター		
	●再生戦略 子育て施策		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会の日程について		
正副委員長に一任することに決定した。			
上記記載のとおり相違ない。新滝川市活力再生プラン調査等特別委員長 山腰修司印			

平成21年2月9日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会への説明員の出席について

平成21年2月4日付け滝議第166号で通知のありました新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部総務課長	伊 藤 克 之
総務部総務課副参与	沼 本 茂 樹
総務部総務課副主幹	高 瀬 慎二郎
総務部総務課主査	小 畑 力 也
総務部企画課副主幹	田 中 嘉 樹
総務部財政課長	<del>吉 井 裕 視</del>
総務部財政課主幹	堀 下 博 正
総務部財政課副主幹	五十嵐 和 照
総務部行政経営課長	五十嵐 千夏雄
総務部行政経営課副主幹	浦 川 学 央
市民生活部長	<del>西 村 孝</del>
保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課長	橘 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	谷 本 敏 史
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課副主幹	小野寺 宣 子
保健福祉部子育て応援課主査	杉 山 敏 彦
保健福祉部子育て応援課こどもセンター副所長	伊 藤 澄 江
保健福祉部介護福祉課長	山 崎 猛
保健福祉部介護福祉課副主幹	<del>高 田 和 昌</del>
保健福祉部介護福祉課主査	深 村 栄 司

(総務部総務課総務グループ)

## 第10回 新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会

H21.2.10(火) 13時30分  
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員動静

1 所管からの報告事項について

(1) 総務部所管事項の説明

- 改革とカイゼン（施設の見直し、資産の整理）
  - ①行政パートナー制度の具体案について
  - ②市民会館【資料配布済み】
  - ③出資による権利の見直し【資料配布済み】

(2) 保健福祉部所管事項の説明

- 改革とカイゼン（単独事業の見直し、受益者負担の見直し）
  - ①重度ケアステーション【資料配布済み】
  - ②中央老人福祉センター【資料配布済み】
- 再生戦略 子育て施策【資料配布済み】

2 その他について

3 次回委員会の日程について

○ 閉 会

開 会 13:30

**委員動静報告**

委員 長

全員出席。議長出席。委員外議員～水口。

**1 所管からの報告事項について**

**(1) 総務部所管事項の説明**

**●改革とカイゼン（施設の見直し、資産の整理）**

**①行政パートナー制度の具体案について**

小畑主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

一般業務型の印刷センターについては、第5回の特別委員会で障がい者雇用について減ることはないという趣旨の説明を受けた。今回の提案では予算で117万8,000円減、雇用として1名減、ただし2人工として配置することとしているがどのようにしているのか。例えば117万8,000円のうち人件費として個人に支払われる部分はどのように変わっていくのか伺いたい。

伊藤課長

11月の第5回特別委員会で酒井委員から障がい者雇用はどうなるのか質問があった。印刷センターは1名の障がい者雇用である。基本的に市が障がい者雇用をしているが、障がい者にとっては市が最終的な雇用の場所ではない。それをステップに民間に就労できる道があればという思いはある。今回のケースについては、雇用している1名について団体の職員という形で採用することで進めているので、引き続き勤めていただけることになる。市の雇用から団体の雇用に身分が移ることになるので、特に障がい者の雇用の場が縮小されることはないと考えている。引き受けていただく団体自体は、ある程度の人数の障がい者を印刷センターで働くことで考えているようである。障がい者の雇用の場は広がっていくと思っている。

酒 井

① 広がるという点では歓迎すべきだと考える。実際のところ受け取る報酬についてはかなり減になると思うがいかがか。

② 委託になると滝川市の障がい者雇用との関係はどうなるのか伺いたい。

伊藤課長

① 267万7,000円、6時間2人工と記載しているが、現在の市の臨時職員として雇用している内訳である。予算的にはその範囲内で委託先と調整している。障がい者として勤務している方の受け取る賃金は、市の臨時職員と同額ということで協議を進めている。

② 平成20年度に12名まで拡大した。引き続き雇用し縮小する考えはない。

委員 長

他に質疑はあるか。

本 間

全体的な考え方について質問したい。4つの事項が示されたが22年以降に制度は本格稼働となる。そこに触れていないと協議にならないと思うので、当面考えられていることについて伺いたい。

伊藤課長

21年度は4つのタイプでモデル実施としてスタートしたい。モデルを進める中でどのように拡大できるかということで21年度中に模索したい。現状では具体的なものはない。

本 間

① 基本的に制度をつくる上では目的、目標が大事である。行政パートナー制

度の導入は必要だと思っているが、職員削減を進めている中で頭を使うところに人材を集めていくことが必要となるときに社会教育施設などについては違う運営の仕方を進めていく必要があると思う。指定管理だと管理が不十分になることも考えられる。入札だと会社など体制が整っているところでないといけないこともある。嘱託職員、臨時職員になるのかもしれないが、それを少し進めて職員も責任を持つ形の中で民間的な人材を活用すべきだと思っている。社会教育・公共施設型は、財源のある部分で検討されていないと思う。前回の委員会でも言ったが、図書館、美術自然史館などをどうしていくのか。考え方をつくっていかねばならないときに、やってみた上でということではないと思うがいかがか。

② 市民活動推進型については前回の委員会でも言ったが、このやり方では市民活動センターにつなげていく上で問題だと思う。そこのところはどのようにとらえているのか伺いたい。

③ 一般事務事業型は消費者協会などをイメージしているのか伺いたい。

伊藤課長

① 教育委員会とも協議したが、特に図書館については移転という状況にもあり、具体的に移転が決まってから進めたほうが良いということで先送りしている。

② 市民活動センターはコーディネートする人が重要であるということである。そういう人材を継続的に求めることができるのか所管では特定していないが思い描く人はいるようである。職員が行政パートナーにすべて任せるのではなく、一緒につくり上げていくことで考えている。モデルとして出発したいと思っている。

③ 消費者協会に話をしている。

浦川副主幹

行政パートナー制度の基本的な考え方は、本間委員が言ったことについて事務担当レベルでは痛切に感じている。制度化もしたいと思っているが、21年度はプロトタイプで進めたいと考えているのは雇用制度が同一労働、同一賃金など制約条件があり、場合によっては雇用形態が適切ではないというおそれもある。4つのパターンを示したが、試験的にやってみてどういう問題があり、どういうところがいいのか集約して制度をつくっていきたい。将来には社会教育施設などさまざまな施設で行政パートナーが行政サービスを担っていただけないかと考えている。

本 間

2施設にこだわるのは、財源があるということである。答えは出さなくても例示できるくらい先に進めないとタッグ計画の特別委員会がなくなったらうやむやになる。3年間で福祉を切る部分もある中でやりくりをしている。やりくりの財源として大きくあるところは目を離せないと思う。将来像を描いておく必要があるはずである。例えば図書館を市役所内に置くことでも運営スタイルは基本的に今描かないといつ描くのか。人件費が5,000万円あり、今から話をしておくべきである。美術自然史館とこども科学館で人件費が4,000万円ある。注視して先に進めるべきと思う。ぜひやっていただきたいが、できない理由がどこにあるのか教えていただきたい。

伊藤課長

美術自然史館、図書館についてはできないということではない。図書館は移転ということで協議をしている。移転後にあり方を検討するのでは遅い話である。移転後の状態で検討するのは当然であるが、21年度に向けて検討できる状況ではないということである。4つのパターンを動かす中で当然、図書館、美術自

- 然史館の導入のあり方も含めて検討していくことで考えている。
- 本 間 納得いかない。プロトタイプ4つで進めていくが、今後模索する行政サービス分野をエントリーしておく必要がある。市民サービスの質を落とさないために、例えば美術自然史館はやめるわけにはいかないし指定管理するわけにも売るわけにもいかない。けれどもやっていかなければならないし、やっていく上ではスリム化が必要となる。新タッグ計画で議論するときに考えられないということにならない。どうして描くことができないのか理解できない。
- 伊藤課長 行政パートナーについては、21年度は4つのタイプで始めさせていただきたい。新タッグ計画で議論いただいているが、21年度の姿しか示していない。指摘があった21年度以降に向けて施設、業務の中で行政パートナーとして取り入れるべきかを具体的に示せるように努めていきたい。
- 本 間 いつまで出していただけるのか。
- 伊藤課長 特別委員会の期間中に極力示したいと考えている。
- 五十嵐課長 本間委員から意見をいただいたということで、素案を作成する段階で提案するので議論いただきたいと考えている。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 窪之内 ① 本間委員とは違うかもしれないが、行政パートナーを障がい者団体に委託するとは思っていなかった。印刷センターの業務を障がい者団体に委託することになるが今は市の委託制度がなくなり指定管理者制度になっている。団体に委託することが行政パートナーだと思っていなかったが、行政パートナーのあり方として委託があるのか確認したい。
- ② 一般事務事業型は消費者センターである。そこに行政パートナーを配置するのは何なのかよくわからない。消費者センターのノウハウを生かしただけかが市の業務のパートナーに入るのならわかるが反対である。民間の団体に直営で行っていた市の事業を持って行って行政パートナーを配置するのか。行政パートナーにはどのような形式があるのか改めて伺いたい。
- ③ 市民活動推進型のパートナーへは報償費で支払うと説明があった。多分ほかには仕事を持っていても兼業の禁止にならず、仕事を持ちながら週4日、1日4時間程度でいいという身分なのか。一般業務型では、市の障害者雇用で臨時職員だったのが障がい者団体の雇用になれば福利厚生などいろんな面で違ってくる。行政パートナーはそのあり方により身分も違ってくると思う。そのようなことがあるのか伺いたい。
- 行政パートナーは、市立病院、学校などに配置されると思っていた。美術自然史館、図書館に限らず一定のめどでいろいろな施設、業務に考えられる分野を持っていればいいと思う。素案の段階で出していただければいいと思う。
- 浦川副主幹 ①②③ 新滝川市活力再生プランの中で、こういう課題に取り組もうという背景は第2回の特別委員会で説明したが、市民ニーズというものは社会情勢の変化によりどんどん拡大している。一方で行政の役割は縮小を余儀なくされているので、どうしてもそこに隙間が生じてしまう。公共イコール行政ではないので、その隙間を埋めるのはいろいろな形態があっただけいいと思う。新活力再生プランの中では新たな公共の担い手をつくり出していきたいというのが1つの考え方である。そこにくらし支援課で行っている地域力推進事業があり、市の業務ということ限定するか、あるいは今は市の業務だが住民自治に委ねたいというものもあると思う。いろんなパターンが考えられるということで、今決

め打ちした仕組みは考えないで広げて考えたい。幾つかに集約されるか、1つしか残らないかもしれないが、そのような形で進めていきたい。身分についてもどこかの会社、団体に所属する場合も今は想定の中に入れておきたいし、市の臨時職員の立場のような方も想定している。いろんな形を想定して決めていきたいと思っている。将来的には何らかの組織が立ち上がるかもしれないし、社会教育施設が行政パートナーになるようなことで運営できないか、個人委託、ボランティアとなると労働条件の問題が発生しないとも限らないので、ステップを踏んで進めていきたい。

小畑主査

② 行政パートナーを考えるとときにどのような守備範囲、枠組みにするのかかなり悩んでいる。これまでもいろんな市民の皆さん、団体の皆さんの力をいただきながら事業を進めたり、サービスを提供したりしてきた。今回の行政パートナーとの違いはどこにあるのか悩んでいる。図書館、美術自然史館など人件費が多額にかかっている部分がある。そこにどのように切り込んでいくかということはまだ考えていなかった。行政パートナーという小さな範囲で考えてきたので大事な部分への取り組みはまだである。行政パートナーの考え方として一般事務事業型の整理は、消費生活相談員ということで市の非常勤嘱託員を2名配置しており、この方々は消費者協会の会員でもある。今後の人材確保で市が非常勤の嘱託員として雇用していく形が続けていけるかということも必ずしもそうではないと思う。消費生活相談業務という行政サービスを今後も安定的に運営していくためには、ノウハウのある団体に任せるのがいいだろうということで、直営でやっていた部分を委託することで考えている。その根本的な精神は市役所組織のスリム化という中で、行政パートナーという課題が与えられていることから直営部分を委託に変えたという考え方である。業務を担っていく協会についてはその業務を担うことにより将来的にも一市民団体として一翼を担っていただくことで、住民自治につながる可能性も考えて選定した。

①③ 一般業務型は、印刷センターで2名の臨時職員を直営で配置しているが、委託に切りかえることで市役所組織のスリム化につながるものという観点から選定した。この業務は住民自治に発展する可能性はないが、行政パートナーとしてくくるのであれば、市役所組織のスリム化のほかに参加される市民団体の方が元気になれるような団体を選定することが1つの行政パートナーとしての付加価値だと考えている。身分については、仕事を持っていても構わないがおおむねこの時間において活動していただける方ということで、有償ボランティア的な扱いとし市に身分を有しないことで整理している。

窪之内

① 一般事務事業型と一般業務型がなぜ行政パートナーなのかよくわからない。スリム化というのはわかるが、消費者協会に委託したのだからそこで働く人が行政パートナーとして市がお金を出すものではないと思う。障がい者団体への委託も明らかに雇用形態も含めて市役所から離れることになる。それも行政パートナーとしているのは考えていたイメージとかなり違う。有償のボランティアもいるが、無償でボランティア活動をしている人はたくさんいるので、きちんと整理することが必要であると思うが考え方を伺いたい。

② 市民活動推進型は適当な人を考えているとのことだが、公募もせずに市役所が考えている人でいいのか。選出方法をどのように考えているのか伺いたい。

小畑主査

① 資料の書き方がよくなかったと思う。例えば一般事務事業型は消費者協会がパートナーである。一般業務型は障がい者団体をパートナーとして位置づけ

ている。団体に委託しながら市が行政パートナーとして配置するとか、協会のだれかをパートナーとして任命するイメージではない。

② 個人の方1名を考えている。公募ではなく業務に理解いただける方、関心があり既に活動されている方で1名を選定したいと考えている。

窪之内

① 個人パートナーではなくて組織の行政パートナーもあるということで理解した。消費者協会が行政パートナーとして受けた任務をだれがやろうと消費者協会が決めることである。だれにお願いしたいということは疑問があるがいかがか。② 市民活動推進型のコーディネーターは趣旨を明らかにすればほかにもいる可能性がある。公募して面接で選定するなど市民発想型で活動を推進していくのであれば公募も必要だと思うがいかがか。

伊藤課長

① 消費者センターの関係だが、個人ではなく団体が行政パートナーである。受けた団体がどなたに対応させるのかは団体で考えていただく。行政側で指名するものではないと考えている。

② 人が決まっているようには所管から聞いていないが、所管でふさわしい人と接触していると聞いている。結果によっては広く募集することもあると思う。

窪之内

① 制度を始めるときには、適当な人に話をしていると撤回するのは大変であり、慎重に進めてほしかったと思う。公募でその人しか出てこない可能性もある。公募で考える余地があればお願いしたいがいかがか。

② 公共の担い手となる団体のパートナーであれば、例えば公民館の運営に携わることもパートナーにあるという理解でいいのか確認したい。

小畑主査

①② 内部で検討してきたが、平成15年から公民館、コミュニティーセンターは地域管理しており、恐らく行政パートナーという言葉をもとに始めるというタイミングであれば使っていたと思う。さまざまな行政サービスの展開の中でスタートしているものがある。市民の皆さんには無償でお手伝いいただいているもの、若干の報償費で地域の公園を管理していただいているものなど市民の皆さんの力をお借りして展開されている。21年度から行政パートナーを始めるときに今までのものと何が違うのか、業務一つ一つを取れば嘱託職員、臨時職員、委託、指定管理と何が違うのかいろいろ内部議論をしてきた。行政パートナーとしてくくろうとするときに地域管理しているものなど過去のものにさかのぼる考えはない。新たな住民自治、市役所組織のスリム化という観点の中でこれから進めていこうとするものを行政パートナーとして考えているが、今後範囲を拡大する場合や新しい業務を選定する場合はもっと広げることも出てくるかもしれないので、今後の課題となってくると思う。

委員長  
本間

他に質疑はあるか。

行政パートナーという言葉はどうでもいいと考えている。今あるべき問題、将来こうしたほうがいいのかという姿はそれぞれの行政サービスや施設の中にあると思う。それを解決するときにわかりやすい意味で行政パートナーという言葉を使うことになる。問題は今何とかしたほうがいいのかのあぶり出しが大事である。行政パートナー制度を構築するということはそんなに大事でないと思う。いろいろな形があっていると思うし、リストアップするときにはそのような考え方で進めていただきたい。

伊藤課長  
委員長  
荒木

本間委員からの指摘については検討して報告させていただきたい。

他に質疑はあるか。

行政パートナーは全国の自治体で行われているが、イベントに特化した方法も

あるのは理解している。先駆けて実施している志木市は既にやめている。やめている理由が知りたくて視察の依頼をすると断られる状況である。この制度を否定するつもりはないがやめている理由がわからない。浦川副主幹が説明した同一労働、同一賃金の問題なのか、制度構築に欠陥があったのか、運用上に問題があったのかわからないのでどのように分析しているのか伺いたい。

小畑主査

志木市の状況については所管で話をしているが、具体的な問題などはわからない状況である。室蘭市に視察に行ったが、志木市のまねをしながら行政パートナーを運営しているようであった。

委員長

所管の出し方がおかしい。荒木委員が質問したようにどこに欠陥があるのか調査しないで、改めて行政パートナーという言葉を使うことはない。21年度から実施しなければならないことではないし、再検討するべきだと思う。他に質疑はあるか。

山口

目的は行政への市民参加と組織のスリム化だが、対象にしているのが嘱託職員、臨時職員で賄っている部分である。3億5,000万円を節約することが逆に足かせになる。この程度のもを節約していけば達成できるという積み上げで考えるべきではない。行政パートナーを嘱託職員、臨時職員だけで考えたものなのか伺いたい。

伊藤課長

いろいろ検討したが21年度については4つのパターンで説明させていただいた。結果としてこれらの分野は既存の嘱託職員、臨時職員で対応しているが、それをターゲットとしたわけではない。指摘があった新タグ計画の中での取り組みとしては、単に21年度だけではなくもっと広い視点での検討ということだったので、報告できるように取り組みたいと考えている。

委員長  
堀

他に質疑はあるか。

市役所は赤字決算になるという民間の考え方でとらえていいと思う。皆さんが提案されるときには、自分が社長になって切り盛りする場合にどこに無駄、無理があるのか、ストアで言うと少し高くしてもお客さんが我慢して買っただけかを考えていると思う。民間だと当然経営が行き詰まるとリストラし、あらゆる無理、無駄の削減をすることになる。市役所の皆さんは再生団体にならない限り給料も保障されており、退職金まで計算されていると思う。民間は不景気になるとボーナスも退職金も出なくなり、危機感の中で日々闘っている。市役所はコスト意識が非常に薄いと感じている。市役所は10年前も昨年と同じであることが普通だが、本当は普通ではないと思う。市役所の常識は民間の常識とかけ離れている。もっと見直すことがいっぱいある。行政パートナーの趣旨については理解したが、市民へのサービスレベルを下げないで人件費を削減することはいいと思う。考えを組み立てるときにコスト、市民満足度を計算して進めないと本当にいいものできないと思うがいかがか。

伊藤課長

4つの提案をさせていただいたが、コスト部分でいけば若干軽減できる内容でしかない。指摘いただいた民間の厳しさを持ったコスト意識を持ち、特に人件費がかかっている社会教育施設も今後の検討の中に反映していきたいと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

## ②市民会館

高瀬副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

- 酒 井 ① 以前の委員会の中で市長公宅は、売却を前提として21年度中に進め、不調に終わった場合に貸与するという説明があった。市民会館については、譲渡に課題があり貸与するという説明である。もう少し詳しく説明していただきたい。
- ② 施設の賃借料についても未定、数値目標も白紙である中で21年度から公募をするのは、余りにも遅い気がする。休止した場合は年間40万円の維持費も必要になる。貴重なアンティークコレクションを別な場所に移した場合も含めてどうするのか。指定管理期間は22年3月なのでそれ以降になると思うが、具体的な考え方がわからない。民間の考え方を導入することは聞こえはいいが、出てこない場合も含めて考えていく必要があると思う。市長公宅と市民会館、華月館をリンクしてどのように整理するのか伺いたい。
- ③ 利用人数は指定管理になって減っているが、どのように分析しているのか伺いたい。
- 伊藤課長 ① 市民会館は起債の償還は終わっているが補助金の残はある。市長公宅の底地は民間の土地であるが、市民会館は底地が公園用地である。すぐには買いたい人がいても手続き上時間もかかり、直ちに売却の方向にならないと判断している。賃貸料は確定していない。
- ③ 指定管理を19年から行っている。利用人員は減っているが、料金収入は上がっている。受けている会社も親グループを含めて使用促進のPRをしている。利用が減っているのに収入が上がっているのは、従来の減免の関係がなくなっていることが原因と分析している。
- ② 21年度中に基準をしっかりと設けて公募する。公募がなく指定管理の期間が切れた後の対応は今のところ考えていない状況である。
- 酒 井 白紙の部分が非常に多い。コストの部分を考えて対応していただきたい。22年3月までの準備期間と並行して売却の可能性も考慮して進めていただきたい。意見である。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 荒 木 計画どおり貸与する場合、例えば工業再配置促進補助という補助金を使って建てた施設を貸与するときに目的外使用となるような制約がないのか伺いたい。
- 伊藤課長 補助金を受けている施設である。19年度末で約1,600万円の補助残がある。補助金の適正化法絡みでいろいろな動きがある。最近の国の地方分権推進会議の中での議論では補助施設で10年を経過した場合、当初の目的の範囲内の貸与であれば補助金の返還を免除するという動きもある。正式な通知はまだ来ていないが、昔の適正化法の運用が緩和されてくる動きになるという理解をしている。現状としては当初の目的の範囲内の貸与であれば補助残については返還にならないと考えている。
- 荒 木 公募があったときに判断することになるが、現実的に借りたいというところはないと思う。奇抜なアイデアでは貸与することができないと理解していいのか伺いたい。
- 高瀬副主幹 公募については、平成18年から国有財産、行政財産の使用のあり方について法改正されている。その部分での利用形態が緩和されてきている。そのような事例、文教地区、公園エリアを含めながら公募し、プロポーザルを受けた中で選定することになる。
- 委員 長 他に質疑はあるか。
- 本 間 指定管理の中でも貴金属の買い取りなどで貸し出ししている。たきかわホール、

文化センターでも貸していたが今は全部断っている。利用料金と利用人数はそういうものも反映されるものだと思う。実態としては非常に苦しい。チョッチャンコレクションの入場者数は文化振興グループでのイベントがほとんど占めていると思う。ほかにほとんど使われていないかもしれない。相当奇抜なことが必要になると思う。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

## ②出資による権利の見直し

浦川副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒井

出捐金については回収することで団体の対応が出てくるのかこれからの課題として整理する考えでいいのか伺いたい。水道企業団の出資金は巨額であるが、回収になるとはだれも思わない。法人の設立目的などいづろ整理するのか見通しも含めて伺いたい。

浦川副主幹

出捐金については文化連盟には話をしているが、いろいろな考え方があって出捐金を財源に取り組みたいことがあるということである。行政としては出捐金の目的が違うので整理させてほしいとの話をしている。具体的にいつどうなるかはわからない。岩橋ふるさと北辰振興会の出捐金3,500万円は、原資の一部が市民等からの寄附によるので時間をかけて解決していかなければならない。ドーコン、北海道曹達の株券については全道的な会社ということで滝川市が必ずしも株券を持っている必要はないと考えており、適切な価格で売却を進めたい。滝川ガスについては一時減資したこともあるのでそのことを踏まえながら検討していきたい。第三セクターについては改革を進めながら継続していくことが前提となっているので、当面は出資を引き揚げる想定はしていない。それ以外の出捐金についても既に団体が設立したものに対する出捐金であり、効果と目的があるので基本的にはそのままとする考えである。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(1)については報告済みとする。若干休憩する。

休憩 15:12

再開 15:25

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

## (2)保健福祉部所管事項の説明

### ●改革とカイゼン(単独事業の見直し、受益者負担の見直し)

#### ①重度ケアステーション

谷本副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒井

① 老人住宅でもそうだがこうしたものは取り組みが早い。21年9月末をもって障がい者住宅に転換する考え方が理解できない。入居者がおおむね理解しているとの説明だが、廃止が決まっている形で説明していると思う。急ぐものではなくもっと時間をかけてもいいと思う。21年9月までに入居者の理解が本当に得られるのか伺いたい。

② 介護保険給付、自立支援給付金で対応可能だが、入居者の負担はどのように変わっていくのか伺いたい。市の効果額はわかるが利用者の負担はどうか。

③ 公平性の面で言えば論じるべきではないと思う。極端な例で言えば市の住宅に住んでいる人は、民間の住宅に住んでいる人より安いので不公平ではない

かということになる。重度ケアステーションは先進的な事例であり誇るべき事業であると考えられるがいかがか。

④ 管理人を過渡的に配置するとあるが9月末でいなくなると思う。効果額はどのように変わるのか伺いたい。

谷本副主幹

① 現行タッグ計画でも出ていた課題である。内部では以前から検討しており、唐突に出た課題ではない。

② ケア利用料ということで1世帯1月1万5,700円かかっている。障がい者が重い軽いにかかわらず定額である。ケアステーションが廃止になるとケア利用料がなくなり、65歳以上であれば介護保険給付、障がい者であれば障がい者自立支援給付となる。今後はサービスを利用した額の1割負担となる。どちらが多いか少ないかは本人希望による利用方法により変わる。1世帯はたくさん使われているが、それ以外の世帯は1万5,700円より少なくなると考えている。

③ 公平性という言葉が適切かどうか。入居している方の利便性はケアステーションという事務所があり、ヘルパーがいてリアルタイムで来てくれることである。外からの訪問ヘルパーでも介助、介護の内容は基本的に変わらないので心配ないと思う。5世帯の利用時間は20数時間の方、10時間以下の方もいるが平均すると月16.5時間程度である。決して多い利用時間ではないので、一般の訪問ヘルパーでも十分対応できると思っている。

④ 関係機関である振興公社とは話し合いはしているが、具体的な結論は出ていない。管理人を置くのか置かないのか、もし置く場合の市と公社との負担割合なども整理していくことになる。

酒 井

説明書として具体的な提案があったのは今回が初めてだと思う。仮に転換するにも段階的な形で進めるべきである。個人負担についても濃厚に利用される方については多くなり、そうでない方は少なくなる説明だが、資料として出していきたい。一番利用されている方の負担がどう想定されるのか。緊急通報装置を転換する場合も費用がかかるので資料にまとめて提出願いたい。

委員長

資料要求があったが所管は用意できるか。(はい)

委員会として要求することでもいいか(よし)次回まで提出願いたい。

他に質疑はあるか。

堀

ヘルパーを配置した重度ケアステーションという考え方を今後とはらないのか伺いたい。

谷本副主幹

今後はこの廃止に伴いヘルパーが常駐した障がい者住宅は考えていない。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内

① 入居の際に保証料を納めていると思うが、入居費用は住宅の基準と一緒にしているのか。障がい者住宅として転換を図った場合の入居費用との変化はどうなるのか伺いたい。

② ケアステーションを障がい者住宅として転換を図るのであれば、合意をした場合に改築費用等がかかると思うが、当然市が費用負担するのか確認したい。

③ 住宅として何戸ケアステーションにつくることが可能なのか。障がい者対応として考えているのか伺いたい。

④ 利用者はおおむね理解ということだが、おおむね理解するから心配していることを解決してほしいと言われていると思う。利用者からの不安、解決してほしい問題は何か伺いたい。

谷本副主幹

① 入居時の保証金は5階、6階の老人向け賃貸シルバーマンションの預かり

金だと思う。ケアステーションの家賃は世帯向けが1万9,200円から3万1,700円、単身向けは1万2,200円から2万300円ということで徴収している。今後についてはまだ話をしていない。

②③ 改築の費用のイメージは、ヘルパーが事務所として待機している部分を廃止するだけなので、6戸の重度ケアつき住宅は改築する予定はない。廃止する部分には火災警報器、配電盤があり部屋として空くだけである。

④ ヘルパーが常駐している施設で、外から来るヘルパーのイメージがわからない方がいる。その辺を説明しておおむね理解を得られている状況である。今までと体制が変わるということで不安もあるが、炊事、洗濯、家事、身体介助をしてくれるヘルパーの内容は変わらないという説明でおおむね安心している。今までは常駐のヘルパーがインターホンで来てくれたことができなくなる不安はあるようだが、その内容は郵便物、洗濯物を頼むときをお願いしていたことなど解決できそうな軽微なものが多いととらえている。再度訪問して理解をいただくようにしたいと思っている。

窪之内

① ケアステーションを廃止し、障がい者住宅として転換を図るといったので、ステーションを住宅にするかと思っただけでそうではないということで確認してよいか。

② 入居費用は何かの基準に基づいて出していると思う。障がい者住宅として転換を図ることによって、その基準の見直しを図るのかまだ決まっていないとのことだが、一般の公営住宅の家賃の決め方とは違うということなので、決めた根拠について変えるのか伺いたい。

谷本副主幹

① 障がい者向けの市営住宅ということである。

② 建築住宅課の所管になり、これから詰めることになるがまだ基準の見直しなど決めていない状況である。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

### ②中央老人福祉センター

深村主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒井

① 入浴料金の話と介護用具の展示即売は別個の話であり一緒に論じるのは違うと思う。当初の計画では管理代行負担金の減として効果額が7万9,000円だったが100円の値上げで12万5,000円になった。恐らく同額が市老連の補助になると思うが、どのような話し合いをしたのか伺いたい。

② 利用目的の弾力化は別の話になるが、どういったものなのか、具体的に出すのはいつなのか伺いたい。

深村主査

① 入浴料金100円値上げの提案だが、公衆浴場料金が390円であることから、半額程度ということで200円とした。管理に要する経費の中でふろは週1回、毎週火曜日で52週の開設といった中で、光熱水費から基づいて実費で試算すると400円強となった。その半額ということで200円とした。

② 施設の存続維持を図る中で、必要最低限の入浴料金の値上げだが、高齢者がふえているのに利用者が減少している。老人クラブ連合会からも補助金の増額要望も受けている。市としては単独で上乗せする状況にはならないが、団塊の世代の退職を迎えるに当たって、高齢者の方が地域に果たす役割は極めて大きいものであり、その観点から老人クラブの活性化について運営補助はできないが、事業補助として何か貢献させていただきたいということで規則の部分で

滝川市に隣接する市町村圏の居住する者以外の展示販売を認めていなかったが、高齢者にとっての快適な生活維持、向上する上で目的を果たすのであれば、当該施設の利用目的を拡大するなど弾力化について検討したい。老人クラブ連合会の役員に話をしているところだが、総務部会、代議員会等を通さないと結論を出せないことから話し合いを進めていきたい。

酒 井

市老連の話は理解する。市として12万5,000円のために進めるのはいかがなものかと思う。補助金の目的で50円を値上げして市老連として使うための補助金に充てるのであれば納得できるが、市の効果額もあるのはどうかと思う。半額相当分で備品整備とあるが説明を聞いていると中老センターの入浴について使うのではなくて全体の費用として使われると理解した。入浴されているのは役員でない方が多いと思う。金額的なことから言えば大きなものではないが、関係機関との補助金のあり方としてこれからの指針になると思うので慎重に対応していただきたい。意見である。

委員長  
本 間

他に質疑はあるか。

① 昭和57年の開設であり老朽化していると思う。耐震化など将来像について考えたことがあるのか伺う。

② バス停の関係はどうなっているのか伺う。

深村主査

① この施設は耐震の施設に該当していない。

② 路線変更に伴い施設の近くにバス停はなく国道から入って来ることになる。先ほどの補足になるが1月13日と20日に入浴利用者62名のアンケート調査を行った中で、自宅にふろがあるかの問いに対して36名が自宅にふろがあり、26名が自宅にふろがない方だった。センターのふろを利用している主な理由は、気の合う仲間との語らい、健康管理が多かった。反面、ふろを沸かすのが面倒だという回答もあった。アンケート結果も含めて今後老人クラブ連合会、利用者と十分な話し合いをする中で改正を考えたい。

本 間

バス路線がなくなっている状況の中で遠距離から来るのは大変となる。これに近いようなコストをかけない施設を広げる観点も必要だと思う。入浴料見直しはやむを得ないと思う。

委員長  
大 谷

他に質疑はあるか。

昨年のお話し合いに出席した。重油が高騰する中で入浴を続けていけるかどうか心配を抱え役員の中でも公衆料金が390円であれば200円でもやむを得ないという話し合いもした。備品整備の関係などもあり、役員のバス代も払わないで運営しているので、これ以上削減するものは何もないという状況である。値上げ分の半分相当ではなく、12万5,000円を節減しなければならぬのか疑問を感じる。値上げした分については、老人クラブで備品整備などに使っていると思う。介護用具の展示即売等利用目的弾力化は、市で検討しなくても事務局判断で広げて利益を得るようにしてはどうか伺いたい。

深村主査

施設を維持していく中で老人クラブ連合会に対する事業支援という部分と施設維持のためのコスト削減という部分の両輪で考えたい。利用部分の弾力化について老人クラブ連合会が主体のもとに協力支援を惜しまないということで1月22日に話をした。例えばフリーマーケットなどでセンターを広く住民に知っていただくことなど市として協力したいと話もした。継続検討となっているが、できる限りの事業支援をしていきたいと考えている。

浦川副主幹

指定管理でお願いしているが利用料金制になっており、使用料は条例で決めな

ければならない。入浴料金を今回上げるということは管理代行負担金の設計も変わってくるので、半分ということにしたいと思っている。指定管理者が自由に介護用品の展示即売などができないのか。ほかの指定管理施設でも料金のことを踏まえてもっと自由度を発揮できないかということもあるが、今の自治法の制度ではそこまで想定されていない。場合によっては条例改正しなければならないということである。

大 谷 12月の話し合いの中では、値上げ分について半額負担ということではなかったと思う。1月22日の話し合いの中で納得したのか伺う。

深村主査 市の考え方について話をしており、ある程度の理解はいただけたと思っている。狩野部長 1月の会議に出席した。前回の説明会でも話をしたが、双方の理解が薄かった。1月の段階では役員については理解いただいたが、今後役員会などに諮っていくことになる。中央老人福祉センターは市老連が拠点として生かしていけるような仕組みを考えていきたいと思っている。入浴料金は一部であるが、財政の一助にしていきたいことと市老連の活性化に向けて話し合いを続けながらよい道を探っていきたいと思っている。

大 谷 話し合いを続けていくことで受けとめてよいか。(はい)

委員長 他に質疑はあるか。

堀 月曜日から土曜日の開館になっているが、日曜日に開館するとしたらデメリットはあるのか伺いたい。

深村主査 日曜日を開館することによるデメリットは特にないが、光熱水費などの経費負担は発生することになる。

堀 例えば火曜日から日曜日までの6日間にした場合はどうか。日曜日に利用したいという意見も聞いたので曜日の変更について伺いたい。

深村主査 現在の休館日、開館日については条例で定められている。各種クラブの活動についても月曜日から土曜日の中で組み立てられている。利用者の声として日曜日に開館し、ほかの曜日を閉館することが多数寄せられれば検討したい。現時点では日曜日の開館要望はない。

委員長 他に質疑はあるか。(なし)

#### ●再生戦略 子育て施策

杉山主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内 ① 病後児保育については、21年度中は体調不良型として中央保育所で実施する。これは中央保育所に通ってきている子供だけなのか、ほかの保育所で体調を悪くした子供が一たん病院へ行き、そのまま中央保育所で預かるというシステムを考えているのか伺いたい。

② 病後児保育のために新たな保育士、部屋の確保、経費負担など中央保育所においては大丈夫か。体長不良と言っても子供なのでどう変化するかわからない。看護師が対応すると思うが人的な面でどうなのか伺いたい。

③ ファミリーサポート事業は21年度から実施すると思うが、市民周知もされていないので21年度当初から進められるかどうか微妙だと思う。先日もテレビでやっていたが、制度設計をきちんとすべきだと思う。利用料は個人任せなのか事業においてきちんと決められるものなのか。子供が事故にあった場合とか子供が病気をした場合に引き取りをするのか病院に連れて行くのかなど具体的なことについては今年度中にはっきりさせるのか実施予定について伺いたい。

- 杉山主査 ① 体調不良型は、中央保育所に通っている子供だけである。  
 ② 職員の配置は、体調不良は何が起こるかわからないので看護師を配置する予定である。  
 ③ ファミリーサポート事業は、資料が簡略なもので要綱等も定めていないが細かい点については内部で検討済みである。利用料については1時間500円程度、30分250円である。事故等の対応については、ファミリーサポート専用の保険があるのでそれに加入することで詰めている。年度当初からすぐにスタートするのではなくて、預かる会員を募集して一定の研修を経て9月ぐらいから事業をスタートさせたいと考えている。
- 窪之内 病後児保育については試験的に導入するが、ほかの保育所は事業団が運営しているのでその辺の調整はどうなるのか。一の坂保育所では一時保育があるので可能と思うが事業団運営の保育所との関係はどう考えているのか伺いたい。ファミリーサポート事業については、子供に事故があった場合に預かっている人の責任をどうとるのが重要になる。テレビでもそうだったが責任ある行政として見回りなどをしないと虐待されている可能性もある。仕組みの上でぜひ考えていただきたい。意見である。
- 佐々木課長 病後児保育は、医師との連携などいろいろなことがあるので市の直営保育所で対応していきたい。部屋も狭いので増築も踏まえながら検討していきたい。その前段として体調不良児保育をしたい。看護師、ベッド等も対応して病後児保育へ移行したい。
- 委員長 他に質疑はあるか。  
 関 藤 ① 依頼会員と提供会員の会員組織づくりとなっているが、具体的にどのような組織になるのか伺いたい。  
 ② 提供会員に登録するための保育サービス講習会を受講することになっているが、保育サービス講習会は、どこが行って、どんな講習をするのか伺いたい。  
 ③ 料金設定が1時間当たり500円だが、適正な金額として実施できるのか伺いたい。
- 伊藤副所長 ① アドバイザーが決まった時点で広報などで募集する。会員組織をつくった中で、会員相互でこの方なら預けることができるなど信頼関係をもとにして預かることになる。緊急の場合は緊急扱いとして預かる場合もある。  
 ② 案の段階だが、1日2講で4回から5回の講座を計画している。ファミリーサポートセンターのシステム、子供との接し方・遊び方、子供の体の発達、病気のときの対応、子供の栄養と食生活、事故防止と救急方法、発達におくれのある子供の支援、虐待についてなどを考えている。事務所を花月子育て支援センターの事務室に置くので連携を密にして実施したい。  
 ③ 他市の状況を見ると500円、600円、700円、高いところで800円という料金である。アンケートも踏まえて安い単価に設定してほしいとの依頼会員からの要求とこの事業はボランティア半分ととらえているので500円で実施したいと考えている。
- 関 藤 保育サービスの講習会の内容について資料要求したい。  
 委員長 所管は資料を用意できるか。(はい)委員会として資料要求することでよいか。(よし)  
 他に質疑はあるか。(なし)  
 (2)については報告済みとする。

委員 長                    2 その他について  
何かあるか。(なし)

委員 長                    3 次回委員会の日程について  
正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)

以上で第10回新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会を閉会する。

閉 会 16:41